

令和4年第3回仁淀川町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月8日（水曜日）

10時00分開議

11時56分閉会

出席議員（9名）

1番議員	岡田良成	2番議員	藤堂賢太郎
3番	藤原大	4番	野村安夫
5番	大野直孝	6番	片岡智準
7番	竹本文直	8番	若藤敏久
10番	大野弘		

欠席議員（1名）

9番議員 藤崎源彦

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画課長	古味仁志	税務課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	保健福祉課長	谷脇昭仁
産業建設課長	荒木紀和	会計管理者兼出納室長	片岡博
教育次長	井上健一	仁淀総合支所長兼地域振興課長	神岡孝司
池川総合支所長兼住民福祉課長	大原正人	仁淀住民福祉課長	大野真智
池川地域振興課長	大原成彦		

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	日浦嘉平	書記	安井都
--------	------	----	-----

午前10時00分 開議

○議長 おはようございます。

ご報告申し上げます。議席番号9番、藤崎源彦君から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回仁淀川町議会定例会を開議いたします。

直ちに会議を開きます。

一般質問の前に、昨日の竹本文直議員の質問の中で訂正がございます。竹本文直君。

○7番 昨日の私の一般質問の中で、高校生のトマト及び桜ゼリーの生徒自らの販売について、本町及び本町教育委員会が許可をしなかったように聞こえる発言をいたしました。実際は高知県教委の指導による学校側の判断によって決定されたということが真実でございますので、訂正しておわびを申し上げたいと思います。正確な発言でなかったことを言っていて、おわびを申し上げたいというふうに思います。申し訳ございませんでした。

○議長 それでは、本日の日程に入ります。

これより日程に入ります。

日程第1、昨日の延会に続きまして、一般質問を行います。

次の通告第5号、議席番号2番、藤堂賢太郎君よりお願いします。

なお、一般質問の回数は質問事項について3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

通告第5号、議席番号2番、藤堂賢太郎君の質問を許可します。藤堂賢太郎君。

○2番 通告第5号の議席番号2番、藤堂賢太郎です。

今、議長から許可を頂きましたので、3点についての質問に入りますが、まず1点目からお願いをいたします。

1点目は、最近高齢化がどんどん進んで、難聴者が増えております。その件について伺いいたします。

我が党の参議院議員の大門実紀史が2019年の3月20日、財政金融委員会で加齢性難聴の補聴器購入への公的補助を求め、麻生財務大臣が必要な問題だと答弁をしております。高齢者は多年にわたり社会の進歩に寄与してきた者、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な安らかな生活を保障されると老人福祉法に記されております。高齢者の難聴問題を町政上の課題として定例会一般質問といたしました。

聞きづらい症状が続くと、対人関係など、上手にコミュニケーションが取れずによいか

げんな返事をしたり、テレビの音量が大きい、電話に出たくないなどの精神的負担につながり、難聴が認知症の最大危険因子になっております。これはWHOの基準でも、26デシベル以上を難聴と見た場合には、65から69歳、これで三、四割、あるいは70歳代で4割から7割、さらに80歳以上になりますと8割になるという数字が報告されております。

社会的な孤立解決のためにも補聴器利用が一番簡単で手取り早いのではないかと思います。まして、町としても補聴器購入への補助をお願いできないかということで質問いたします。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員の加齢性難聴者への補聴器購入費補助についてのご質問にお答えいたします。

町内には、聴覚障害で身体障害者手帳をお持ちの方は24名おられます。ただ、これは身体障害者福祉法第4条に規定する障害者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の重度難聴の方が対象であるため、中程度以下の難聴の方の人数は把握できておりません。障害者手帳の交付により、補聴器を補装具として給付できますので、難聴により生活に支障が生じている高齢者の方は耳鼻科で診察し、医師と相談していただければと考えております。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎さん。

○2番 ありがとうございます。町でつかまれているのは、手帳を発行されたという方が対象のようですが、現在町がつかんでいる難聴者と呼ばれる人はということでお問合せしたらそういうことですが、70歳以上で伺いますけれども、それはどれくらいつかまえているのか、分かる範囲で1つは結構ですが、それと病的加齢性が想定されますので、分かる範囲でそれこそ結構です。

欧米ではやはり難聴という問題は医療の対象なんです。ところが、日本では障害者扱いということで絞り込んでいるために、非常に補聴器の使用率が、欧米と比べると決定的に少ない、低いというのが今のデータです。認知症の予防、早期発見のために補聴器の必要が特に言われているわけですが、これ以外にやはり鬱病の危険因子でもありますので、難聴がない人と比べると、男性で3倍、女性では2倍以上鬱になりやすいという状況です。

補聴器は平均15万円ぐらいと高値ですので、購入にはやはり補助が必要かと思えます。全国的には数多くの市町村でその助成が始まっておりますが、この吾川郡でも、いの町では既にその審議が始まっているというふうにも聞いております。ぜひ仁淀川町でも、今回

が初めての質問ですので、どこまでということはまだ言えないと思いますが、ひとつ真剣にこの問題を考えていただきたい。

私も町議選の選挙さなかに各地を訪問させていただいたけども、姿は見えるけども、呼びかけに対して返事がないという人が相当おりますし、家でもかなり大声で呼ばないと返事が返ってこないということが数多く散見されました。その人たちにお聞きするとやはり、できたら補聴器があったらいいけども、高いけんねというふうなことでちゅうちょされておりました。ぜひこれに補助制度が加味されれば、思いつきもできると思いますし、全国的には、多いところではやはり10万円規模、少なくとも二、三万円規模の補助が多く審議されて決まっておるようです。中には補聴器の修理代というのも、1万円ぐらいを限度に実施しているという地方自治体もございました。高齢化率の高いこの仁淀川町ですので、難聴者の精神的な問題を解決するためにも、ぜひ前向きにお考えいただきたいというふうに思います。

○議長 執行部の答弁。谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 藤堂議員の再質問にお答えします。

先ほど町長がおっしゃった24名の身体障害者手帳をお持ちの方は70歳以上の方でございます。それで、重度難聴者の方は障害者手帳によって補装具で補聴器を購入されていますが、やはり中程度の難聴者の方は、すみませんが、町でも把握しておりません。

それで2年ほど前ですか、高知県議会議長の名前で加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書というのが、衆議院・参議院両議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣に提出されています。

確かに藤堂議員がおっしゃったとおり、加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難とし、やはり鬱とか認知症の危険因子に、要因になると考えられています。また、補聴器が普及すれば、高齢になっても生活の質を落とさずに心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながることと今考えられています。

公的補助制度の創設を求める要望が幾つかの町村でも出ているようですので、仁淀川町としても、他町村の動向を見極めながら、手帳を持っていない加齢性難聴の方をどうするかということを考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 以上で1問目の質問を終了します。

それでは、2問目の質問に入りたいと思います。藤堂賢太郎君。

○2番 2問目の質問に移らせていただきます。

実は今年の4月21日に、我が地域であります大西で、町長、副町長も含めて、町の役員の方々に10人ほどご出席いただきまして、地域懇談会が開かれました。あまり多くの意見は出なかったんですけども、日常生活の中でやはり改善してほしいというふうな点とか、あるいは施設の改善を求める声等もありましたが、やはり私が感じたのは、特に私の周辺で目立つことがありますのは、林道の建設についてでございます。工事は始まっていますが、最終地まで貫通せずに終わっているという道路が幾つかございます。この懇談会で出されたお話の中には、やはり税金の無駄遣いではないかとか、計画や設計に無理があったのではないかというふうな意見も出ておりましたけども、その点について若干お伺いいたします。

林道舟形線、これは平成3年から4年にかけて1,957m、それから林道大渡線、これは延長された部分ですが、平成5年から9年、1,000m、これは余能へ抜けるルートを検討されて、ここまでは進んだんだろうと思いますが、ここでストップしております。そして、合併後の中では比較的新しいところでは林道用居椿山線、これは平成13年から14年にかけ、あるいは平成25年から28年にかけて、2,240mの道路が現在そこまで来ておりますが、この間、私ちょっと調査に入りましたが、1km、1,000mまでは舗装されております。それから、あと700mは舗装されておられません地道ですが、何とか車でそこまで行けました。それからあとは背丈が50センチ以上の草がずっと道路にはびこってしまして、道も分かりませんので、よう入りませんでした。あと500mぐらいは道路は抜けているんだろうというふうに思いましたが、この中で途中、やはり山肌が崩れたり落石があったりして、私の車は通れますけれども、4トンぐらいの車になると入れないような状態があちこちで見受けられました。

だから、今後通行可能な林道の管理はどうなるのか。1つは、今まで2,240mくらい道路が開設されてますが、それにかかった費用は一体どれぐらい必要だったのか。それから通行止め、もう終点になった、実際にそこでやまった理由をまず1つ教えていただきたいのと、それから、今後その、今私が言った1,700mぐらいまででも、やはり周辺に植林がありますから、搬出はやりやすいというふうには見受けられましたけども、やはり今言いましたように、山肌が崩れたり落石があったりということで、非常に後々の管理がどうなのかということが気になります。

もう1つは、そんな中で、最近お伺いした中では、やはり林道で椿山西桁線というのが

着工が近いというふうに聞いております。前の区長さんあたりに聞くと準備が大変だったということで、かなり話が進んでいるようですが、一体いつ頃からやられるのか。

それから、その計画そのものに無理がないのか、また通行が途中で止まるというようなことのないように進めていただけたらというふうに1つ思います。この2点があります。

それから、もう1つは生活道です。今までは林道の話ですが、生活道で、今まで明戸岩ダイオウ線というのがどうしても欲しいというのがやはり周辺の方々の意見でございまして、そこには残念ながら今、1世帯2人しか生活はしておりません。家はありますけども、土日に帰ってこられる方がいらっしゃるくらいで、日常的な生活者は二、三人ということですが、今までにも先輩議員が議会で要望されたと聞いておりますが、今の沈下橋はいつ流されるか分からないという不安がいっぱいです。

平成25年9月、あるいは29年の9月には、2回の大水のために沈下橋が流出しております。その復旧の費用は、2回の費用を合わせますと3,580万円。これはやはり、そこで生活される方は、不自由な生活が数か月続いているわけです。命に関わるような状態がもし発生したと想定すれば、ぞっとします。そんなことがないように、そんなことはないよということはいい切れませんので、そのような場合でも対応できることが、住民を守る町の責任ではないでしょうか。そのためにも生活道路の建設を強く要求しておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 執行部の答弁を求めます。古味町長。

○町長 藤堂議員の林道建設についての質問にお答えいたします。

まず林道用居椿山線ですが、平成13年度、14年度の2か年、旧池川町のときに延長1,180m、事業費2億4,000万円を実施し、その後地元要望などがあり、平成24年度から平成28年度の5か年、道整備交付金事業で総事業費1億9,970万円、延長1,060mで完成しております。この林道の現在の終点からの延伸については、地形が急峻で多額の費用がかかるため、用居地区、大野地区、百川内地区の方と協議し、現在の終点で完了となっております。

その後、大野地区及び椿山地区より林道の要望があり、林道椿山西桁線開設工事を令和4年度より地方創生推進交付金事業で5か年間で実施します。事業費は1億6,000万円、幅員3mで延長は650mの計画です。現地調査につきましては、令和2年度に地元区長及び高知県山林協会と現地踏査を実施しております。

また、明戸岩ダイオウ線については林道事業で検討をしましたが、採択基準をクリアすることができないため、現在実施できる事業がないのが現状でありますので、ご理解いただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 椿山西桁線については、大野の前区長さんから一応お話を聞いて、地権者の了解を得るのに時間はかかったけども、何とか取り付けたということで、あとは着工を望むだけだというふうには聞いておりますから、これは途中でリタイアするということはないというふうに思っておりましたが、やはり相当な山間地ですので大変かと思います。ひとつ進めていただきたいというふうに思いますが、あと今、最後の明戸岩ダイオウ線がどうしても難しいということですが、国道494号から下って、やはり300m以上は人家までであると思います。今はアユのシーズンですので、途中に待避所のようなところに車が入ったりしておりまして、何しますが、やはり緊急のときには、軽四の消防車は入れますが、あと緊急車両の救急車とか、大きい車は入れないのが現状でございます。

だから、以前にお聞きすると、あまりお住まいの方々からそういう要望が強くなかったということですので、私が先日お伺いして、この道路の開設についてお伺いすると、できればつけてほしいという要望がありました。私たち夫婦だけやから、あまり要望は強くは出せないんですかということでもかなり遠慮済みではありましたが、やはりこれは林道じゃなくて生活道ですので、ぜひ何とかそれまでの、今、歩いて行く道はあるんですけども、それにちょっと幅をかけたような形で自動車が行き来できるような道に調べてもらえれば。これは専門家の方々が入らないと、我々素人があせえ、こうせえじゃございませんので、検討いただきたいと。地権者については、そういうことが仮にオーケーが出れば、また我々、地域の方々と併せて、地権者との話も進めたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 執行部の答弁。大原池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 藤堂議員の再質問にお答えします。

まず林道の管理についてですけど、大雨、台風等の後に役場職員、地域振興課職員で林道については見回りをして、災害に係るところについては災害にかけ、自分たちでのけるところは作業班でのけるようにしてます。

それとダイオウ線の件ですけど、林道事業というのでは採択基準にできないので、今、

ちょっといろいろ考えてはいるんですけど、一応県の方とも話はしてるんですけど、搬出間伐等を実施できれば、一応作業道等が入るので、それを利用するという手もあるんじゃないかという話は県の方から頂いております。一応その方向で、もしよければ明戸岩の端からとダイオウのところまで一体的に間伐ができればいいんじゃないかと思っておりますが、以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 再々質問になりますが、明戸岩の端からといいますと、やはり五、六百mになりますよね。距離が相当になります。だから、今現在歩いて降りているところでしたら、300mぐらいで人の歩く道はあるんですよ。だから、橋のところからいくと、かなり広い範囲の延長線上になりますが、これは今現在歩いて下りる通路がありますが、これを基準に考えてもらうというのは、ちょっと急だなとは思いますが、迂回を、大きなカーブを取れば、それも可能かなと思ったりもして、現場を見てみたんですが、橋からということにこだわらずに、できれば今現在人が歩いて出入りできるような通路を基準に考えてもらうことは可能でしょうか。

○議長 大原池川地域振興課長。

○大原池川地域振興課長 藤堂議員の再々質問にお答えします。

ただいまおっしゃっている歩く道というのは多分、大渡地区に入ってからのところだと思いますが、あそこについては1回延長は測って、大体280mぐらいの延長になります。明戸岩橋からという話をしていたのは、搬出間伐するときに、できれば面積を広くやったほうがいいのではないかとというのと、1回、3年ぐらい前に明戸岩の区長さんから、間伐できんのかねという話はあったんですけど、土地の所有者がいろいろ高知市内等に出ているので、なかなか取りまとめるのができないということはおっしゃっていました。

ただ、間伐するために明戸岩からダイオウまでで、生活道としては今おっしゃっていた280mが一番妥当と思っております。

以上です。

○議長 2問目は以上で終わります。

3問目、お願いします。藤堂賢太郎君。

○2番 3問目については、タクシーチケットについての質問でございます。

3月の定例会で、利用者数が減ったので今年の予算を減額しましたというお答えを頂きました。けど、やはり地域でそういう話をしますと、利用数が減ったから減額するんじゃない

なくて、減額せずにチケットの枚数を増やしてほしいという要望がやはり依然として強うございます。

それでやはり、今回お尋ねしたいのは、普通のタクシーチケットと福祉タクシーチケット、これが令和3年度にどれぐらい町として発給して、そして利用がどれぐらいされたのかという数字をまずお伺いしたいと思います。

そして、それぞれ旧3町村でのデータが出ていると思いますので、それも去年の実績と、もう1年前、おととしの数字を出していただいて、その比較で利用度を検討したいと思いますので、だから、令和2年度と令和3年度の比較をしてもらいたいというのが1つ。

それから、福祉タクシーは令和3年度は増冊されたということで報告を受けておりますけれども、実際にそれを利用された方々の利用者の反応あるいは感想などをつかまれていたら、それもお伺いしたいと思います。

やはり仁淀川町は人口の自然減が進んでおります。チケットの利用減になったのはそのせいではないかというふうには単純に考えますが、やはり毎月の仁淀川の広報を見ていますと、最後のほうのページに人の増減が出ております。やはり亡くなった方の死亡者数なんかを見ますと、亡くなった人数の中での9割近くが高齢者なんです。70以上の高齢者ということですので、どんどんどんどん自然減になっているのは状況としてはつかめますが、なお、あそこでは亡くなった方の数字は分かりますけれども、転出されていった高齢者の方々の数は全くつかめませんので、担当のほうでそれぞれ、それも含めた数で、分かる範囲で結構ですが、お答えいただけたらというふうに思います。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 藤堂議員のタクシー利用券の令和3年度の実績についての質問にお答えいたします。

令和3年度に障害者に交付された福祉タクシー券の交付件数は総計で175件、利用された枚数は1,525枚でした。旧3町村の交付件数は吾川地区72件、池川地区49件、仁淀地区54件、前年度対比では5.9%の減でした。

利用枚数は旧3町村別で仕分けすることができませんでしたが、前年度対比57.5%の増ということになっております。75歳以上の高齢者に交付された地域タクシー券の交付枚数は総計で840件、利用された枚数は6,971枚でした。旧3町村の交付件数は、吾川地区が335件、池川地区は303件、仁淀地区が202件、前年度対比では0.5%の増でした。旧3町村別の利用枚数は、福祉タクシーと同じく仕分けすることができませんでしたが、前年度対比

は19.4%の増となっております。

タクシー利用券の枚数の増数についてですが、福祉タクシーは令和3年度に、それまで1枚当たり580円で24枚つづりから、1枚当たり500円で40枚つづりにした経緯があります。地域タクシー券につきましても令和3年度に、1枚当たり580円で12枚つづりのものを、1枚当たり500円、15枚にした経緯があります。

藤堂議員からの要望のタクシー利用券の枚数の増数についてですが、地域タクシー券につきましても、住民税非課税世帯の高齢者に対して枚数を増やすよう検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 藤堂賢太郎君。

○2番 今、町長のほうから利用者数あるいは発給数等について報告を頂きました。コミュニティバスを利用されて役場や病院へ定期的に行くけども、やはりどうしても時間あるいは日時の調整がつかないときにはタクシーを利用するしかないということが、言われれば当然のことだと思います。

できれば弱者である福祉タクシーなんかを利用されている方々の意見や感想めいたものは、担当者のほうでつかむことはできないんでしょうか。もし、これがどうこうではないんですが、やはり今もお答えいただいたように増冊しようということの傾向を伺っておりますので、これはこれとしてやはり、ぜひ引き続いて伸ばしていただけたら、地域の住民たちの安心感がもう1つ高まるのではないかというふうに考えておりますので、もし分かれば、それをお伝えいただければというふうに思います。やはり先ほど言いましたように、自然減による高齢者の減少というのが実態としてはあるように感じますので、ぜひ枚数を増やして、そこを利用者に返していただければというふうに考えます。

以上です。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 藤堂議員の再質問にお答えします。

タクシー利用券をどういうふうに使っているかとかの声は、来年度以降、タクシー利用券をお渡しするときにアンケート票を渡して、それで年齢、目的、それとどこまで行ったかぐらいは調査して、その調査項目はまだこちらで検討しますので、来年度以降、そのアンケートを取りたいと思っております。

タクシー利用券のほかならず、免許証を返納した方の足も考えなければならないと思い

ますので、タクシー利用券ならではなく、仁淀川町の高齢者の方のお出かけの足をどうするかも考えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長 古味町長。

○町長 福祉タクシー券、それと地域タクシー券ですが、ともに令和3年度に枚数等の見直しを行っております。それで、もう少し状況を確認してから今後判断をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 以上で藤堂賢太郎君の質問を終了いたします。

通告第6号、議席番号5番、大野直孝君の質問を許可いたします。大野直孝君。

○5番 では、通告の公営企業についてをお伺いいたします。

現在本町では、簡水や農集排については公営事業会計で処理をしておられるところだと思いますが、今後公営企業会計に移行されるのではないかとお伺いしております。これは今までの予算決算会計から企業会計への移行であるということで、複式簿記の知識が必要であると理解をしておりますが、現在どのようなところまで準備をしておられるか説明をお求めしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 大野議員の公営企業についてのご質問にお答えします。

重要なインフラである水道施設、下水道施設につきましては、老朽化や人口減少等による収入の減少が見込まれる中で、将来にわたって安定的にサービスを提供していくため、経営状況や財政状態を的確に把握し、その分析を行うことにより、健全な事業経営に取り組むことが求められております。

こうした状況の下、総務省が提示した公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップにより、重点事業である簡易水道事業、下水道事業に対し、人口3万人以上の団体は令和2年4月1日までに公営企業会計の適用が要請され、さらに平成31年1月の通知による新たなロードマップにより、人口3万人未満の団体においても、令和6年4月1日までに地方公営企業法の適用による公営企業会計への移行が義務づけられ、仁淀川町では簡易水道事業と農業集落排水事業がその対象となっております。

単式簿記の官公庁会計に対し、複式簿記を採用する公営企業会計では、損益取引と資本取引に区分して経理するので、経営状況等が明確になり、その分析を通して将来の経営計画等が策定できる利点があります。また、財政状況を明らかにするため、全ての資産、資本及び負債の増減及び移動を、その発生の事実に基づき一定の評価基準に従って整理する

ので、老朽化対策などの適切な対応と資金調達の必要性を明確にしようとするものです。

県内の法適用の状況につきましては、簡易水道事業では19団体のうち2団体が、農業集落排水では17団体のうち2団体が法適用をしておりますが、これらの団体は人口規模や施設の条件等により義務的に法適用をしているもので、仁淀川町を含むほかの団体は、令和6年4月1日の法適用の採用に向けて準備を進めているところです。

地方公営企業法の適用により、使用料の値上がりがあるのではないかとということですが、内容的には主に会計方法の変更でありますので、このことによって、現時点では料金が上がることはありませんが、今後におきましては料金の見直しによる値上げの検討も必要になってくることと考えております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 大変分かりやすくご説明いただきまして、誠にありがとうございます。対象の公営企業について再質問でお伺いしようと思いましたが、町内の簡水、農排ということで、森とか田村の農排も入っておられるということも分かりました。

今のところ、町民バスやコミュニティバスとかは入っておられないということで大体分かりましたが、今、なぜそれが出てきたかという理由も今の説明で分かりまして、令和6年4月までに3万人未満の町村もやらなければならないということが分かりました。大変分かりやすい説明でありがとうございます。

私がちょっと先走って危惧した点もございますが、公営化、単式簿記から複式にするのは単に民営化ではないということが分かりまして、公営企業ということで複式にするだけであるということで、単なる民営化ではないとは分かるんですが、全国的には水道事業の民営化等を行って、実際に値上げがあったところもございました。

一応、今、企業会計にするためには資産の総額とかを出さなきゃいけないということで、森の場合を例に挙げますと、森の上にある施設、それに引っ張る管、それから各戸へ配る水道管等の評価等も、そういうのも必要になると思うんですが、それは普通であれば製造時の資産価値をだんだん減免していく、減額していくような形の会計でやるんですが、そのところはどういうふうな方式で準備しておられるのか。建設当時の金額を試算して、それからあと、減価償却という形で積み上げて、途中で始めるのか、そこら辺が具体的に決まっておればお答えいただきたいと思います。分かっちゃいますか。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 資産的には減価償却をしたもので算定をしております。それは業者に委託して、全ての資産について評価をしていただいております。

以上です。

○議長 大野直孝君。

○5番 分かりました。それをただ、今日質問したというのは、国としてはこれは民営化する準備ではないかというふうに疑えば、疑えんことはない。なぜかといえば、原価が分かれば民間に譲り渡しやすいということで、まずその準備ではないかという疑いというんですか、国に対して不遜なことです。そういう準備もしとかんやいかんと思ひまして、今分かりましたところでは、まだそこまでは来てないんですが、せつかくの地方のよさ、こういった経費も安いという、家賃も安いといったところがございますので、単なる民営化で進められてほんとやるということもちょっと危惧があるということで質問させていただきました。大変分かりやすいご答弁、ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 再々質問にお答えします。

民営化しても人口的に経営できるような状況ではありませんので、やっぱり町のほうで経営していくということが続いていくと考えられます。

以上です。

○議長 以上で大野直孝君の質問を終了します。

暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第2、質疑を行います。

報告第6号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第6号の質疑を終結します。

報告第7号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第7号の質疑を終結します。

報告第8号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第8号の質疑を終結します。

報告第9号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第9号の質疑を終結します。

報告第10号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第10号の質疑を終結します。

報告第11号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第11号の質疑を終結します。

報告第12号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第12号の質疑を終結します。

報告第13号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第13号の質疑を終結します。

報告第14号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第14号の質疑を終結します。

報告第15号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第15号の質疑を終結します。

議案第32号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。竹本文直君。

○7番 仁淀川町林業振興センターの件ですが、この条例の中で、第10条で指定管理も可能となっているんですが、どこか想定した団体があるのか。また、指定管理として出す場合に管理料はどうするのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 執行部、答弁。古味町長。

○町長 竹本議員の質問にお答えします。

指定管理は、するとすれば森林組合ということになるかとは思いますが、当面町営で、直営で運用していったら、どういった経費が要るのか、それから、どういうことをやらんといかんのかとか、そういうことも調べて、その後に必要とあれば、森林組合に指定管理をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 当面は直営でやっていくということですが、もし指定管理に出しても、私はこれ、反対に家賃を頂いてもええように思います。ほんで、指定管理料をもし出して、建物も建てた、設備も全部整えて、どうぞここで仕事をしてくださいということなんですが、森林組合にも指定管理に出されるにしても、森林組合は森林組合で単独で経理をしております。やっぱり家賃は払っていただくというのが本来の筋じゃないのかというふうに思います。そこの辺を踏まえた上でこれからの計画をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 竹本議員の質問にお答えします。

家賃は頂くように考えております。それで家賃設定のほうなんですけど、いろいろ試算もしながら、森林組合の意見も聞きながら、今調整をしているところであります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第32号の質疑を終結します。

議案第33号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第33号の質疑を終結します。

議案第34号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第34号の質疑を終結します。

議案第35号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第35号の質疑を終結します。

議案第36号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番 14ページ、総務管理費の工事請負費の中で、秋葉の宿キャンプ施設整備工事費1,175万円、星ヶ窪キャンプ施設整備工事費1,425万円、合計2,600万円の工事費であります。どのような工事をされるのか、これが1点目。

2点目、どれだけの効果を期待しているのか。

3点目、秋葉の宿は指定管理になっておりますが、星ヶ窪はなっていません。星ヶ窪キャンプ場はどこが管理をどのようにするのか、以上3点、お伺いをいたします。

○議長 執行部の答弁。神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長。

○神岡仁淀総合支所長兼地域振興課長 若藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、秋葉の宿キャンプ場施設整備事業ですが、グラウンドがあります。横のグラウンドに炊事棟、それからあずまやを1棟ずつ建てて、あとトイレがあります。トイレが和式ですので、そこを簡易水洗のトイレにします。それから、下にかやぶきの施設があるんですが、そこにもトイレがあります。それを和式から簡易水洗トイレにそれぞれするようにしております。

それから、星ヶ窪の整備については炊事棟、ちょっと水洗いとか給水できるものを2棟構えるようにしております。それから、それに伴う給排水施設、給水タンク等を整備するようにしております。それで合計2,600万ということになっております。

効果については、今、キャンプが物すごく人気があり、問合せも多くなっておりますので、そのほうの利用者等が数多く来ておりますので、そのために施設を備えるということにしております。

それから、秋葉の宿は指定管理、星ヶ窪は指定管理じゃないんですが、地元の星ヶ窪会というグループがあって、そこに委託をしております。そこが全部、年間の管理をしております。

以上です。

○議長 ほかに質疑ありませんか。若藤敏久君。

○8番 分かりました。効果がどれだけあるかというのは、これは見てみると分からんで、今からどうこうできませんけど、無駄遣いにならんようにということをおっしゃいます。

それと星ヶ窪の場合、今、星ヶ窪キャンプ何とかというのが管理をしよる、将来ここも指定管理にせにゃいかんじゃないですか。施設を造ったら造ったで指定管理費ばかり要る

というようなことはいいかげんにしてもらいたい。そうせんと、幾ら何ぼお金があっても、昨日岡田議員からもそういうような何があったけども、果てがないで。工事請負費は要るわ、指定管理費は要るわ、極力そういうことを抑えるように、今この場で最初にちょっと注文をつけておきます。

以上です。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 1枚物のペーパーを配っていると思いますが、R4臨時交付金と書いたものです。この中に国の100%補助事業ということで、これはコロナ対策です。一応アウトドアということで、アウトドアが今増えているということで、感染予防対策ということでこういうことに使えるということになっております。

それで、将来的には星ヶ窪キャンプ場の利用料金を納めていただいて使用料を頂く、その上で指定管理をしていただくというようなことを考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。野村安夫君。

○4番 関連で一言。アウトドアセンター、宮崎の河原の件ですが、この前、住民から一声ありまして、アユ漁ができなくて困っていると。週1日か2日、休みを取ってもらいたいという要望が出ています。何とかならないものでしょうか。

1回目、終わります。

○議長 執行部、古味町長。

○町長 宮崎の河原の件ですが、先日も県のほうにも来ていただいて、河川利用について一定のルールをつくらんといかんのじゃないかということで協議をしております。それで、あそこを利用している業者といいですか、そういった方々と話合いをしていただいた上で、当然地元の方も利用されておりますので、そういった方にも配慮したような結果が出せるような話合いをしていただきたいということで、今後そういうふうに、事業者に集まっていただいて、話合いをしていただくように予定をしております。

○議長 野村安夫君。

○4番 あの地区は年寄りたちが大変楽しんでアユ漁をやっています。6月から9月頃まで解禁になっています。その間だけでも何とかしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 その期間、ちょうどそういった業者が売上げどきといたしますか、そういう時期にも入りますので、やっぱりその期間、全然業者は使用できないよというようなことにはなかなかならんとは思いますが、やはり地元の漁師さん、それから地元の子供たちが泳いだりもしますので、そこら辺で配慮はしていくように指導はしていきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑ありませんか。藤原大君。

○3番 14、15ページの仁淀川町バス・タクシー事業継続支援金について質問します。

地域懇談会にも参加させていただいていると、地域によってタクシー券等に対して不満がすごい出ていると思います。タクシー1台25万円、バス1台35万円、補助金を出すのであれば、ただ補助金を渡すだけではなく、地域の不満を解消してもらえたら補助金を出すとか、タクシー業者、バス事業に対してちょっと改善を求めたいと思います。どうでしょうか。

○議長 執行部、古味企画課長。

○古味企画課長 藤原議員の質問にお答えします。

今回、仁淀川町バス・タクシー事業者経営維持支援給付金事業ですが、国のほうから新型コロナ対応臨時交付金の追加配分がございまして、その追加配分につきましては、石油、燃料等の高騰、それから為替、円安が進むということで、そういう事業者に対して援助というような目的の割当てでもございましたので、今回タクシー券の件も、町長が言われたように改善もしていかなんといかなんとは思いますが、今回の補正では、この事業者等に燃料の高騰に対する支援をしたいということで計上させていただいています。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 16ページの3款の民生費の1目の12節委託料ですけど、この150万、業務委託料とだけ載っているんですが、どこへどのような委託をするのかお伺いします。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 竹本議員のご質問にお答えします。

業務委託料150万ですが、これは心積もりノートというのがあります。人生の最後に至るまでどのような生き方をし、暮らし、どのような活動をするかについての心積もりです。これは以前、議会にも出ましたが、みとりともつながりますが、自分が自分らしく最期を終えるためには、最近では終活という言葉もありますが、そういうことで最期まで自分らし

く生きるための心積もりノートという、これを同じ目、社会福祉総務費の7目で報償費とか需用費とか委託料、これは計300万となっています。これは町からの提案型の事業でして、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業で100%の交付金を頂きまして、この事業を行いたいと思います。

委託料ですけど、心積もりノートの指導ですか、1件当たり3万円、お一人3万円掛ける、大体、心積もりノートの指導をするのに50人ぐらいを今想定していますので、その他もろもろの経費として委託料を組んでいます。あとは委託先ですけど、今はNPO法人のほうを考えております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。若藤敏久君。

○8番 19ページと16ページ、ここに講師の謝礼というのがあるんですけど、片一方は、16ページの民生費は73万4,000円ですか、それから19ページは10万円、これは何で、講師の先生によって違うんだろうと思うけど、この73万と10万円の講師の謝礼の違いはどこから出ているのかということと、それからもう1点は、先ほどの野村議員の関連ではありますが、町長、宮崎の河原でアユの漁師が漁ができませんというような提案があったんですけど、アユの漁師というものは漁業権というものがあって、仕事ができなかったら、文句を言われたら大変なことになりますよ。

だから漁協のほうへ通して、当然河川の利用というようなものは申請しようと思うけど、私も去年、今の古味君がやりゆう河原のカヌーを見てびっくりしたんじゃないけど、あれだけの人が来るのであれば、漁師はあそこで一切漁ができませんようになります。このことは今から早うに手を打って、手を回しておかないと、将来大変なことにならにやええんじゃないけど、そこら辺のことがちょっと今気になったもので、一言注文というか、申し上げておきます。

以上です。

○議長 谷脇保健福祉課長、答弁。

○谷脇保健福祉課長 若藤議員のご質問にお答えします。

まず16ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の7款報償費73万4,000円の内訳ですが、これは先ほどの心積もりノートを、人生最期まで自分らしく生きるために心積もりノートをお渡しする際に、みとりの際、医療経験者の方が培ってきた経験、回復することだけを目指すだけではなく、その人らしさを最期まで支えるということが目的でござい

ます。そして、その内訳としては、みとりを経験した医師、講師の謝金として20万円、訪問看護師の講師謝金として18万円、みとりの経験がある作業療法士の謝金として27万円、その他として8万4,000円、計74万3,000円を予算化させていただいております。

以上です。

○議長 荒木産業建設課長。

○荒木産業建設課長 若藤議員のご質問にお答えします。

19ページのほうになります。こちらのほうは今、NHKの朝ドラ「らんまん」ということで、牧野富太郎先生のドラマがあるということで、県下を挙げて博覧会の準備というのが進んでおります。

それで、県のほうでは今の6月議会で一定予算を計上されて、私たちのほうもそれに補助金申請等を上げていく予定としておりますけれども、町内に先生が発見された等々の草花が随分あるということで、そういったことを詳しい方にちょっとお習いもして、一定どういったところを、植物を、今までガイドさんがおられるわけですが、そういった草花についてもガイドをしてもらいたいという県の要望等もあって、ちょっと先行してそういったところの準備を進めないと、秋ぐらいまで待っておりますと、草花が枯れたりするということもあろうかと思うて、一定予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長 古味町長、答弁。

○町長 河川の利用につきましては県の河川課、そして地元の方、それから漁協さんとも協議をして、ルールをつくり上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長 ほかに質疑はありませんか。竹本文直君。

○7番 先ほどの課長の説明で、どうも私には理解し難いところが、理解というか、その内容についての理解し難いところがありましたので、再度質問させていただきますが、要するに終活活動、自分の人生をどう終えるかということに対するアドバイスを希望する人にノートを渡し、指導をすると、簡単に言えばそういう事業ですか。今の説明ではちょっと理解をようしませんので、もうちょっと詳しく説明をしてほしいと思います。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 竹本議員の質問にお答えします。

心積もりノートですけど、自分が最期に自分らしく生きるためにはもちろんですけど、そ

の方がもし最期、意識がなくなったとか、そういうことに対しても、残された家族が、もし私がそういう認知症で物事が分からなくなったとか、最期を迎えるときとか、その方は延命治療とかもあります。延命治療はしなくてもいいと、家族の負担をなくすために延命治療はしなくてもいいとか、そういうことも、その方の家族も交えて話すことも考えております。

以上です。

○1番 小休。

○議長 小休ですか。

○1番 いろんな補助金問題等、そしてまた今言われる、国から補助をもらえる、あるいは、今、課長の説明の終活の体制をどうする。じゃあ、どれだけの方が参加してくれるか。あるいは、事業をこしらえたら補助をもらえる。補助をもらうための団体であるというふうにもですね、今の事業の中にも多々あるわけですね。だから、実際にですよ、これ国からもらえるお金だからというんじゃないくて、これはみんなの血税なんです。そういう事業が有効に使われておるか。補助金についてもですよ。私がきのう言いましたけども、見直しをしてもらいたい、精査をしてもらいたい。実際に仁淀川町のためになっておる活動であるか、今言われるその補助についてもですよ、納得をし難いところはあります。今は小休でやってますけども、今度、正会でですね、あるときにはまた聞きたい。実際のその事業が仁淀川町の皆さんのためになるか、あるいは国から補助をもらえるがやったらいいとかいうんじゃないくて、本当に皆さんの大事な血税ですので、有効に使われるように、将来に意義のある金を使ってもらいたいと思います。これは小休ですので。

○議長 ほかに。藤原大君。

○3番 21ページの教育費のところでは土地購入費とありますが、昨日の説明で下名野川小学校購入と説明していましたが、今、下名野川小学校はしもなの里で宿泊施設になっていると思います。教育費のところに書いていたので、どういうことかなと思って質問します。

○議長 執行部、井上教育次長。

○井上教育次長 藤原議員のご質問にお答えいたします。

土地購入費の件だったと思います。こちら、下名野川小学校跡地なんですけれども、今、しもなの里がやっております。そこは学校用地ということで、借地で、今、借地料をお支払いさせていただいておりますが、その中で令和4年度、地権者の方とお話しさせていただきまして、購入できるということになりましたので、この6月議会のほうに194万4,000

円、土地購入費として計上させていただいております。学校用地を購入、借地を購入させていただくというものです。

以上となります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第36号の質疑を終結します。

議案第37号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第37号の質疑を終結します。

議案第38号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第38号の質疑を終結します。

議案第39号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第39号の質疑を終結します。

議案第40号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第40号の質疑を終結します。

議案第41号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野直孝君。

○5番 議案第41号、財産の取得について、ちょっとお伺いいたします。

この資料によりますと、891万、これは林業振興センターの事務用品の購入事業ということで一般競争入札を行っておりますが、業者はお幾つぐらい集まりましたか。ちょっとお伺いしたい。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 大野議員のご質問にお答えします。

この入札につきましては、5月25日に入札しまして、落札業者である大原商店・吾川スポーツとかけみず百貨店が申請してきましたが、かけみず百貨店のほうは入札前に辞退の申出がありましたので、1者にて入札をしております。

以上でございます。

○議長 ほかに。大野直孝議員。

○5番 この落札者、吾川スポーツですが、これは公的な職の方やと思うんですが、商工会長と観光協会の会長じゃったですかね、承知しておるかどうか、ちょっと。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 大野議員の再質問にお答えします。

当該商店の代表者の方はいろんな役職に就いておりますが、地方公務員法とか地方自治法とかで兼業の禁止ということには当てはまりませんので、問題ないと思います。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第41号の質疑を終結します。

議案第42号についての質疑を許可します。質疑ありませんか。片岡智準君。

○6番 以前の全体会議のときに、議案第42号のフレイル予防パワリハ機器購入事業ということで、そのときの説明では、これは老朽化したから買うたというようなことで聞いております。金額が957万ということは、かなり多くの機器を買われたかなというように思います。

パワリハというので、わし、フレイルというのはどっちかという高齢者で、早い話がぼけやら、ちょっと足が弱った人が少し体力をつけるものと。しかし、パワリハという表現は、今度は、オリンピックに出るわけじゃないけど、少なくとも国体選手に出るために脚や体幹やらを鍛えるためにやるのがパワリハの機械と。フレイルと全く違うように思うんですけど、この機種の種類とパワリハをする方がおられるかどうかをお聞きします。

以上です。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 片岡議員のご質問にお答えします。

まず、パワーリハビリの機器の購入ですけど、大体7つほど種類を購入する予定です。それは腕とか肩とか、太ももとかいろいろ、腰とか背中とか、いろいろ鍛える機械がございます。

それで目的としましては、もちろん高齢者の方の筋力を衰えさせない、または筋力をつけてほしいというのが目的でありますけど、高齢者ばかりではなく、若干若い方にも対応できるように負荷、おもりを少し重くできるとか、そういう耐えられるような機械を購入することにしております。フレイルという言葉が先立っていますが、あくまでもこれは、

高齢者の介護予防も目的ですけど、若い方の体力維持も目的としております。

以上です。

○議長 先ほどの質疑の中で不適切な言葉があったんですが、訂正をお願いしたいんですが。

○6番 先ほどの質問の中で「ぼけ」という言葉を使ったみたいですけど、いわゆる「認知」という言葉に変えておきます。

ただ、フレイル予防、パワリハという言葉が続けると、誤解を受けると思うんですよ。基本的にフレイルという認識は、少なくとも70歳以上ぐらいの高齢者の方が使われる言葉ではないかなというのが私の認識で、どっちかという、70歳未満の方が脚力を強めたり、体幹を強めたり、そういうのがいわゆるパワーリハビリに使われておって、仁淀川町でマラソンをやられている方はおられるかもわからんけど、マラソンの場合は持久力で、確かにものの筋力を高めるとか、いろいろあると思うんですけども、せっかくのそういうパワーリハビリが、実際に使われるのであればいいんですけども、もし使われないのであれば中学校、仁淀中学校や池川中学校のほうへ回すぐらいのご配慮をお願いしたいなというので、ちょっと質問しておきます。

以上です。

○議長 谷脇保健福祉課長。

○谷脇保健福祉課長 片岡議員の再質問にお答えします。

フレイル予防という言葉、まず虚弱の予防をすることが第一ですが、このフレイル予防、昨日も申しましたが、まず運動、栄養、社会参加、これを軸足としていますが、高齢の、私は運動、体力をつけたいという方も中にはおられます。全部のフレイル活動、フレイルチェックをして、フレイル活動に参加していただける方もおりますが、目的が違う方もいますので、その目的が違う方、運動の体力向上を目指す方にとっては大事な機器と思っておりますので、ご理解いただきますようお願いします。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第42号の質疑を終結します。

議案第43号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第43号の質疑を終結します。

同意第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第2号の質疑を終結します。

同意第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 同意第3号について質問します。

金尾愛さんという人物を僕は全然知らないので、どういう人物か少し説明をしてください。

○議長 黒川教育長。

○黒川教育長 金尾愛さんでございますけども、今現在、町内のJAにお勤めの方です。委員を探すに当たって、生徒児童の保護者であるということに重きを置いて今回当たりました。町内の今の教育委員のバランスも考えて、やめられた方が北校区の保護者でもあったんですけども、委員でした。ですので、その後という意味もあって、北校区のほうから選んだらバランスもいいということで、1名選ぶことといたしました。

ちょうどいろいろ探っていく中で、金尾愛さんが適任だということでお願いをしたら、引き受けてくれて、今回提案をさせていただいたということであります。また、この方は今度地域移行する部活動の方面にもかなり造詣がありますので、ちょうど適任ではないかと考えております。

以上です。

○議長 ほかにありませんか。若藤敏久君。

○8番 この人事案件についてよね、今、藤原議員が言われたような質問をしようたら、毎回毎回全員が当たりますよ。そうでしょう。仁淀、吾川、池川が合併して、全然知らん人が出てきとるんだから。ほんで、そういうふうなことは議員そのものも、それはやっぱり、僕なんかも今まで全然知らんずくに手を挙げた方が多いもんですよ。これは執行部の信頼ですよ。そういうふうにせんと、今から先、人事案件が出てきて、私、知らんから全部説明しよやいうたら、それだけでも大変なことになりますので、そこら辺はちょっと議員さんも考えましようや。

以上です。

○議長 よろしくお願ひします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで同意第3号の質疑を終結します。

日程第3、これより討論・採決を行います。

報告第6号、専決処分の報告について（令和3年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線（その1）改良工事）におきましては、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第7号、専決処分の報告について（令和3年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線（その2）改良工事）も、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第8号、専決処分の報告について（物損事故に関する和解）においても、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第9号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第9号、専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案どおり承認されました。

報告第10号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第10号、専決処分の報告について（仁淀川町税条例等の一部を改正する条例）は、原案どおり承認されました。

報告第11号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第11号、専決処分の報告について（仁淀川町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）は、原案どおり承認されました。

報告第12号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第12号、専決処分の報告について（仁淀川町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）は、原案どおり承認されました。

報告第13号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり報告することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第13号、専決処分の報告について（令和3年度仁淀川町一般会計補正予算（第10号））は、原案どおり承認されました。

報告第14号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第14号、令和3年度仁淀川町繰越明許費繰越計算書の報告については、原案どおり承認されました。

報告第15号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって報告第15号、令和3年度仁淀川町事故繰越し繰越し計算書の報告については、原案どおり承認されました。

議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第32号、仁淀川町林業振興センターの設置及び管理に関する条例については、原案どおり可決されました。

議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第33号、仁淀川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第34号、仁淀川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第35号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第35号、仁淀川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第36号、令和4年度仁淀川町一般会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決されました。

議案第37号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第37号、令和4年度4災第3号町道イシセト線道路災害復旧工事請負契約の締結については、原案どおり可決されました。

議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

す。

全員賛成。よって議案第38号、令和3年度道路メンテナンス事業町道清水宮ヶ坪線（万才橋）橋梁補修工事変更契約の締結については、原案どおり可決されました。

議案第39号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第39号、財産の取得については、原案どおり可決されました。

議案第40号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第40号、財産の取得については、原案どおり可決されました。

議案第41号について討論はありませんか。大野直孝君。これは反対の討論ですか。

○5番 反対です。

一応、入札業者が2者しかないと。いかにも少な過ぎりやあせんかということで反対ですが、賛成の意見も聞いて賛成に回るやもしれませんが、私は反対です。

○議長 誰か賛成の討論。ほかに。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。よって議案第41号、財産の取得については、原案どおり可決されました。

議案第42号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第42号、財産の取得については、原案どおり可決されました。

議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって議案第43号、財産の取得については、原案どおり可決されました。

それでは同意第2号、固定資産評価員の選任について同意を求めることを議題とします。

ただいま議場におられます田代税務課長から退席の申出がありましたので、これを許可いたします。

暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

午前11時51分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

同意第2号は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは採決を行います。同意第2号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第2号、固定資産評価員の選任については同意することに決定いたしました。

採決が終わりましたので、田代課長の議場への復帰を認めます。

暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前 11 時 52 分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは同意第 3 号、教育委員の選任について同意を求めることを議題とします。

同意第 3 号についても人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

それでは採決を行います。同意第 3 号について、本案を原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって同意第 3 号、教育委員の選任については同意することに決定いたしました。

続きまして、日程第 4、発議第 1 号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての意見書の採択についてを議題とします。

発議第 1 号については、説明、質疑、討論はないものと認め、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、発議第 1 号は説明等を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり決定、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって発議第 1 号については原案のとおり可決されました。

可決されました意見書は関係機関に提出することといたします。

意見書の字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

日程第 5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については会議規則第 127 条第 1 項の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣に関し変更等があった場合は議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣に関し変更等があった場合の措置については、議長に委任することに決定しました。

日程第6、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題といたします。

各常任委員長、特別委員会の委員長から、委員会の審査、調査の件、特定事件の調査事項について、仁淀川町議会会議規則第74条の規定により、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査、調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会、特別委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

午前11時56分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。これで令和4年第3回仁淀川町議会定例会を閉会いたします。

午前11時56分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員